

神戸市外国語大学カリキュラム部会規程

2008年4月1日

規程第26号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学教育研究評議会規程第8条第1項の規定に基づきカリキュラム部会（以下「部会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 外国語学部履修規程，外国語第2部履修規程及び教務に関わる学則改定に関する事項。
- (2) 「特別共通科目に関する規程」，「複数回単位認定科目に関する規程」，「学内単位互換制度に関する規程」，「他セクション科目の担当に関する規程」「研究指導・卒業論文指導(ゼミナール)とコースに関する規程」，「外国学部履修登録単位の上限に関する規程」，「セメスター制に関する規程」に関する事項。
- (3) (1) 又は(2) に関する事項のうち，学務担当理事（学生支援部長）が教務委員会又は，他の委員会，部会での審議が相当と判断した事項を除く。

(組織)

第3条 部会は，学長が指名した教員による委員で組織する。

- 2 前項第1号委員の任期は，1年とし，再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長，副部会長を置き，学長が指名した委員を充てる。

- 2 部会長は，部会を招集し，その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは，副部会長が，その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は，委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は，必要があるときは，委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は，学生支援・教育グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか，部会の運営に関し必要な事項は，部会で定める。

附 則

この規程は，2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。